

令和5年陸別町議会12月定例会会議録（第1号）						
招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和5年12月5日	午前10時00分	議長	久保広幸	
	散会	令和5年12月5日	午後1時59分	議長	久保広幸	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席 7人 欠席 0人 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲○ 公務欠席を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	濱田正志	○			
	2	三輪隼平	○			
	3	渡辺三義	○			
	4	工藤哲男	○			
	5	中村佳代子	○			
	6	谷郁司	○			
	8	久保広幸	○			
会議録署名議員	中村佳代子		谷郁司			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 瀧口和雄			主任主査 竹島美登里		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町長	本田学	教育長	有田勝彦		
	監査委員	飯尾清	農業委員会長	佐藤直人		
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副町長	今村保広	会計管理者	庄野勝政		
	総務課長	丹崎秀幸	町民課長	遠藤克博		
	産業振興課長	菅原靖志	建設課長	清水光明		
	保健福祉センター次長	空井猛壽	国保関寛齋診療所事務長	（空井猛壽）		
	総務課参事	瀧澤徹	総務課主幹	請川義浩		
教育長の委任を受けて出席した者の職氏名	教委次長	副島俊樹				
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	本間希				
選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した者の職氏名						
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

◎議事日程

日 程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第74号	監査委員の選任について
4	議案第75号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
5	議案第76号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
6	議案第77号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
7	議案第78号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
8	議案第79号	陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
9	議案第80号	陸別町保健センター条例の一部を改正する条例
10	議案第81号	陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
11	議案第82号	陸別町公営企業の設置等に関する条例
12	議案第83号	令和5年度陸別町一般会計補正予算（第7号）
13	議案第84号	令和5年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
14	議案第85号	令和5年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）
15	議案第86号	令和5年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
16	議案第87号	令和5年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
17	議案第88号	令和5年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

開会 午前10時00分

○事務局長（瀧口和雄君） 御起立願います。

おはようございます。

これから、町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてるあたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

お座りください。

◎開会宣告

○議長（久保広幸君） ただいまから、令和5年陸別町議会12月定例会を開会します。

庄野会計管理者より、午後から退席する旨、報告がありました。

◎諸般の報告

○議長（久保広幸君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（久保広幸君） 町長から、行政報告の申出があります。

本田町長。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 11月22日の第3回臨時会以降、本日までの行政報告を申し上げます。

お手元にお配りしております書面のおりの内容であります。

また、配付しております事業業務工事等の発注一覧と併せて、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

◎教育関係行政報告

○議長（久保広幸君） 次に、教育長から教育関係行政報告の申出があります。

有田教育長。

○教育長（有田勝彦君）〔登壇〕 陸別町議会9月定例会以降、本日までの主な教育関係の行政報告につきましては書面のとおりでありますが、書面の中から1件、御報告いたします。

学校の学年閉鎖についてであります。

陸別中学校では、新型コロナウイルスの感染が広がり、発熱や咳等の風邪症状による欠席生徒が複数見られることから、第1学年は10月2日給食後に下校し、10月2日から10月6日までの5日間、学年閉鎖となりました。

今後も引き続き感染症対策を徹底し、円滑な学習活動が行われるよう取り組んでまいります。

以上で、教育関係の行政報告を終わります。

○議長（久保広幸君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの報告に係る一般質問の通告は、本日、午後5時までに提出してください。

◎開議宣告

○議長（久保広幸君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（久保広幸君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、5番中村議員、6番谷議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定の件

○議長（久保広幸君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、12月1日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

三輪委員長。

○2番（三輪隼平君）〔登壇〕 令和5年陸別町議会12月定例会の運営について、12月1日に開催しました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果に

ついて報告いたします。

今定例会においては、町長から事前に配付のありました議案は、人事案件1件、条例の制定1件、条例の一部改正7件、補正予算6会計、以上15件。

また、本日追加提出される予定の議案は、条例の一部改正1件、補正予算1件、以上2件。

合わせて17件であります。

議会関係では、一般質問4名及び委員会の閉会中の継続調査についてを予定しております。

会期につきましては、議案の件数、内容などを総合的に勘案し、協議の結果、お手元にお配りしております予定表のとおり、本日から12月7日までの3日間とし、12月7日を予備の日とすることに決定いたしました。

なお、本日提出予定の追加議案2件は、明日の会議の一般質問の前に審議することになりました。

次に、議案の一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のものなどについては、一括して行うことにいたしました。

よって、議案第83号から議案第88号までの令和5年度各会計補正予算については、従前同様に、提案理由の説明を一括して受けることとし、質疑、討論、採決は、それぞれ各会計議案ごとに行うことといたしました。

また、突発的な事案が生じた場合は、その都度議会運営委員会を開催し、協議してまいります。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては、特段の御理解と御協力をお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（久保広幸君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から12月7日までの3日間としたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月7日までの3日間とすることに決定しました。

次に、お諮りします。

一括議題等、会議の進め方については、議会運営委員長の報告のとおり行いたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

◎日程第 3 議案第 7 4 号監査委員の選任について

○議長（久保広幸君） 日程第 3 議案第 7 4 号監査委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第 7 4 号監査委員の選任について御説明いたします。

識見を有する者のうちから選任される監査委員につきまして、平成 1 2 年 1 月から 6 期 2 4 年にわたり御活躍いただきました飯尾清氏が、来年の 1 月 2 6 日の任期満了をもちまして勇退されることとなりました。

つきましては、飯尾氏の後任といたしまして、陸別町字陸別原野東 1 線 3 2 2 番地 2 8、村本和弘氏を新たに選任したいと考えているものであり、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により、議会の同意を得ようとするものであります。

なお、監査委員の任期は 4 年であります。

村本氏は、昭和 3 3 年 1 2 月 1 0 日生まれの満 6 4 歳、無職であります。

道立足寄高校卒業後、昭和 5 2 年より陸別町農業協同組合に勤められ、管理課長、内部監査室長を担われ、令和 4 年 1 2 月 3 1 日に退職されました。

また、陸別町国民健康保険運営協議会委員を平成 1 9 年より令和 2 年までの 7 期 1 4 年間、陸別町まちづくり推進会議委員を平成 3 0 年から 6 年間務められております。

豊富な経験に加え人格も高潔でありますことから、監査委員として適任であると存じますので、御同意を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（久保広幸君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで質疑を終わります。

陸別町議会の運営に関する基準第 9 9 条の規定により討論を省略し、これから議案第 7 4 号監査委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第 7 4 号は同意することに決定しました。

◎日程第 4 議案第 75 号職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例

○議長（久保広幸君） 日程第 4 議案第 75 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第 75 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、令和 5 年 8 月 7 日の人事院勧告に基づく国家公務員の給与等の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） それでは、議案第 75 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、説明申し上げます。

議案集は、2 ページから 12 ページとなります。

本条例は、人事院勧告に基づき国家公務員の給与等が改正されたことに伴い、改正するものであります。

改正につきましては大きく 2 点ありまして、1 点目といたしまして、給料表の改正であります。

給料の増額、平均改定率は 1.1% です。

2 点目といたしまして、期末手当の改正 0.05 か月分の増と、勤勉手当の改正 0.05 か月分の増となります。

なお、再任用職員につきましては、それぞれ 0.025 か月分の増となります。

それでは、議案説明書資料ナンバー 1-1 を御覧ください。

1 番目の、8 月 7 日人事院勧告の概要であります、ただいま申し上げました内容です。

給料表につきましては、(1) から (3) までの 3 表について改正となります。

手当につきましては、(2) にありますが、年間合計で 4.4 か月を 4.5 か月とする内容となっております。

1-1 の下段にいけますが、2 の条例改正内容であります。

こちらは、給料表の改正については、令和 5 年 4 月 1 日から適用としております。

また、期末勤勉手当につきましては、令和 5 年 12 月 1 日適用です。

なお、期末手当、勤勉手当につきましては、年間でそれぞれ 0.05 か月増としておりますが、今年度に限り増額分を 12 月期に支給し、令和 6 年 4 月 1 日以降は 6 月期と

12月期の年2回の手当支給に、それぞれ0.025か月ずつ増となるように、再配分によって調整しております。

また、再任用職員につきましては、資料ナンバー1-2の中段以降となりますが、期末手当、勤勉手当の改定がそれぞれ0.025か月の増となります。

年間の支給合計は、表にありますとおり2.35か月となります。

本年度に限り、増額分を12月期に支給し、令和6年4月1日からは6月期と12月期のそれぞれ0.0125か月ずつ増となるよう、職員と同様の調整を行っております。

今回の改正は、実施時期がそれぞれ異なるため、附則において施行期日等を定めております。また、附則の第2条では、支給済みの給与について内払とみなす規定を設けております。

なお、資料ナンバー2-1から2-3までは新旧対照表となります。表の右側が現行で、左側が改正案となります。下線部分が改正箇所となりますので、御参照いただきたいと思っております。

それでは、議案集の12ページにお戻りください。

改正の内容及び附則につきましては、ただいま説明したとおりでございますので、条文及び附則の朗読は省略させていただきます。

以上で、議案第75号の説明とさせていただきます。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第75号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第76号特別職の職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例

○議長（久保広幸君） 日程第5 議案第76号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第76号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） それでは、議案第76号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、説明申し上げます。

議案集は、13ページとなります。

本改正は、職員の給与に関する条例の一部改正に伴うものであります。

資料は、議案説明書資料ナンバー3を御覧ください。

資料の中段、（改正内容）の部分です。

①といたしまして、期末手当の支給月数を一般職である職員の期末勤勉手当と同様の、年間4.5か月とするものです。

内訳としましては、6月期と12月期をそれぞれ0.05か月引き上げて、2.25か月とするものであります。第1条として、今年度は12月期の期末手当を0.1か月引き上げて2.3か月とし、第2条で、職員と同様に令和6年4月1日以降は6月と12月のそれぞれ0.05か月ずつ増となるように、再配分によって調整しております。

これらは施行期日等を附則で定めることにより実施時期を変えております。

なお、議案説明書資料ナンバー4は新旧対照表となりますので、御参照いただきたいと思っております。

それでは、議案集13ページへお戻りください。

改正の内容につきましては、ただいま説明したとおりですので、条文の朗読は省略し、附則を読み上げます。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用する。

ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

以上で、議案第76号の説明とさせていただきます。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願ひしま

す。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第76号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第77号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（久保広幸君） 日程第6 議案第77号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第77号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） 議案第77号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

議案集は、14ページとなります。

本改正は、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴うものであります。

議案説明書は先ほどと同じく、資料ナンバー3となります。

3の②としておりますが、特別職と同じ内容の改正となっております。

期末手当を、年4.5か月とするものであります。

増額となる0.1か月は、今年度に限り12月期に支給し、令和6年4月1日以降は再配分によって、6月期と12月期がそれぞれ2.25か月となる改正であります。

また、附則につきましても特別職と同様に施行期日等を定めております。

なお、議案説明書資料ナンバー5は新旧対照表となりますので、御参照いただきたいと思っております。

それでは、議案集14ページへお戻りください。

改正の内容及び附則につきましては、ただいま説明したとおりでございますので、条文及び附則の朗読は省略させていただきます。

以上で、議案第77号の説明とさせていただきます。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第77号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第78号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（久保広幸君） 日程第7 議案第78号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第78号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に

関する条例の一部を改正する条例についてですが、令和5年8月7日の人事院勧告に基づく国家公務員の給与等の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） それでは、議案第78号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、説明申し上げます。

議案集は、15ページから27ページとなります。

まず、15ページを御覧ください。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表につきましては、16ページから26ページとなります。

内容は、人事院勧告に基づく給与表の改正であり、国に準拠をしたものとなっております。

資料はございませんので、附則を読み上げたいと思います。

27ページになります。

附則。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上で、議案第78号の説明とさせていただきます。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第78号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 79 号陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（久保広幸君） 日程第 8 議案第 79 号陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第 79 号陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてですが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） それでは、議案第 79 号について説明をさせていただきます。

この条例につきましては、内閣府令で定める対象施設の運営に関する基準を準則として制定した条例でありまして、基準とする内閣府令の改正に合わせて、同様の条文に改めるといった性格を持った条例でございます。

従いまして、今回基準とする内閣府令が改正されましたことから、同様の改正を行おうとするものでございます。

以降、新旧対照表を用いて説明させていただきますので、議案説明書資料ナンバー 6-1 をお開きください。

新旧対照表の右欄が現行の内容、左欄が今回改めようとする案でございます。

それでは、第 15 条の改正であります。

第 15 条第 1 項、第 2 項の改正になりますが、こちらにつきましては、法の改正によりまして引用条項の番号が変更となるため、同条第 11 項を同条第 10 項と改めようとするものでございます。

以降の、第 35 条第 3 項及び第 36 条第 3 項の改正につきましては、読替規定の改正であります。今般、行政手続法に基づきます意見公募手続、いわゆるパブリックコメントが実施されず、その改正についても触れられていなかったことから、パブリックコメントを要しない軽微な変更でありまして、実質的な意味の変更が伴うものではございませんので、各条文の説明は割愛させていただきたいと存じますので、御了承ください。

それでは、議案書の28ページにお戻りください。

附則であります。

この条例は公布の日から施行するでございます。

なお、町内におきましては、この条例の適用となる事業場がございませんことを申し添えておきたいと存じます。

以上、議案第79号の説明とさせていただきます。

以後、御質問によってお答えいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第79号陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第80号陸別町保健センター条例の一部を改正する条例

○議長（久保広幸君） 日程第9 議案第80号陸別町保健センター条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第80号陸別町保健センター条例の一部を改正する条例についてですが、北海道の公衆浴場入浴料金の統制額が改定されたことに伴い、陸別町保健センター公衆浴場施設の使用料を改定するため、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長に説明させたいと思いますので、御審議

のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） それでは、議案第80号について御説明をさせていただきます。

新旧対照表を用いて御説明させていただきますので、議案説明書資料ナンバー7をお開きください。

今回の改正につきましては、条例中、別表第1の入浴料金を北海道の公衆浴場入浴料金の統制額、これが令和5年10月1日施行で改定されましたことから、北海道の統制額と同額に改めようとするものでございます。

まず、別表の改正でございますけれども、中学生以上の区分、現行450円を490円に、小学生140円を150円に、小学校就学前、70円を80円に改めようとする内容でございます。

なお、満70歳以上の町民の区分、併せて、歩行浴を単独で使用する場合には現行通りとするものでございます。

それでは、議案書29ページにお戻りください。

附則であります。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

準備行為。

町民への周知、その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができると規定いたしまして、利用者に対する周知の期間を設けようとするものでございます。

以上、議案第80号の説明とさせていただきます。

以後、御質問によってお答えをさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第80号陸別町保健センター条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第81号陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

○議長(久保広幸君) 日程第10 議案第81号陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長。

○町長(本田 学君)〔登壇〕 議案第81号陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてですが、簡易水道料金の収納方法を見直し、業務の効率化を図るため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町長(本田 学君) 清水建設課長。

○建設課長(清水光明君) それでは、議案第81号陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例につきまして、説明させていただきます。

初めに、議案説明書資料ナンバー8を御覧ください。

今回の改正につきましては、給水条例の第23条の料金の徴収方法につきまして、右側に書かれています現行法、料金は納入通知書、口座振替、または集金の方法により毎月徴収するを改めまして、左側の改正案としまして、料金は納入通知書または口座振替の方法により毎月徴収するというふうに改めたいというものであります。

今回の改正の内容につきましては、これまで当町におきましては集金による徴収といたしまして定めておりましたが、その集金方法につきましては毎月の調定後、その月の末日までに委託している検針員により徴収を行ってまいりました。

しかしながら、検針員の高齢化ですとか担い手の不足、なり手不足などの課題から、今回の徴収方法の見直しを図り、業務の効率化を図るため、集金による料金徴収を廃止したいというものでございます。

それでは、議案に戻らせていただきまして、附則を読み上げたいと思います。

この条例は、令和6年4月1日から施行するであります。

以後、御質問によりお答えしてまいりたいと思いますので、審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(久保広幸君) これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6 番谷議員。

○6 番（谷 郁司君） 集金業務に関して簡素化するのだというふうには私は取るわけなのですけれども、今まで集金してもらうためには、1 件に検針の人達に委託料というのか、そんなのが発生していたのか、この集金をしないことによって委託料が減額になるのか、その辺ちょっと説明願います。

○議長（久保広幸君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 議員御質問の委託料についてでございますが、検針員さんによります検針業務以外に、集金に当たりましては、別途委託料をお支払いさせていただいております。これは件数とかではなく、一定期間、7 日間程度の期日を根拠に算出させていただいて、その期間の中での集金ということにさせていただいております。

今回、集金業務を廃止することによりまして、今後の委託料につきましてはこの部分が減額になるような形になります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6 番谷議員。

○6 番（谷 郁司君） 委託料を払って集金をするのは、1 件幾らではなくて総体的な数字なのかなと、今の説明だったのですけれども、結局集金して、その月に集金されない場合には、委託料減ることはないと思うのですけれども、今まではその人達が自己負担していたのか、そのまま未収金になるのか、今後これが未収ということがならぬでいくとは思いますが、口座振替によって、實際上、水道の料金の未払いというか、口座振替とかそういうもので今まで未収があったのかを伺いたいです。

○議長（久保広幸君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 集金業務におきましての未収金等につきまして、集金の委託しています検針員さんが立て替えて払うようなことはしておりません。未収金は未収金として報告が上がってきております。

その未収金につきましては追って、改めてうちのほうから納付書等もお渡ししながら、通知しながら自主納付していただいたりしております。

また、口座振替による未収金の件でございますが、これまでも各月の中で口座振替による未収金は発生しております。その方々につきましても、改めて未払いがあるということでこちらから通知をさせていただいた中で納入通知書をお渡しして、窓口等でお支払いいただくという形を取らせていただいております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 質疑を続けます。

ほかにありませんか。

5 番中村議員。

○5 番（中村佳代子君） それでは、集金について一つお伺いしたいのですけれども、

集金は今まで何件ぐらいありまして、それは全体の何%ぐらいになるのか、分かる範囲でお願いいたします。

○議長（久保広幸君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） ちょっと手元に持っている資料の中で、水道料金に関しての数字でお答えさせていただきます。

今年度の10月におけます件数ですが、全体の調定件数が1,128件に対しまして、集金のほうに扱っている件数が58件と、全体の5%ほどの件数になっております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） 今までも口座振替の案内は出してきたと思います。それでも口座振替にしなかったというのは、何か理由があるとは思いますが、完璧に口座振替にするというのは、何かの事情で難しい方もいらっしゃると思うのですが、その場合は、電気料金なども難しい場合はあると思うのですが、その場合は納付書の送付ですか、そういうことを考えていませんか。

○議長（久保広幸君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 今回の条例改正に伴いまして、今後、集金により徴収させていただいたお客様に対しましては、支払いの選択肢としまして、条例でうたっています納入通知書による納付、これは、こちらから納入通知書をお渡しして、それをもって金融機関ですとか役場の出納何かで払うことができる方法、その一つと、口座振替の二つの支払い方法の選択になるかと思っております。

今定例会で今回の条例改正が可決されましたら、今月の月末におかれましては集金業務の際から、検針員さんを通して各町民の方に、集金をさせていただいているお客様にその旨のお知らせをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） それでは、納付書の支払いもできるということで、それはいいかなと思います。

その場合、この文言は口座振替という言葉だけでいいのか、ちょっと私も分からないのですが、それをお聞きいたしますのと、口座振替ができなかった場合、今は口座振替ができませんでしたという案内が来るだけで、それには納付書は添付されなくて、今、役場の水道の窓口まで行って納付書をいただいて、銀行なり役場の出納で支払う形になっているのですが、これもできたら納付書も郵便の値段、1枚入れただけでも変わらないと思うので、それを一度納付書も入れて送付して払ってもらえるようにするほうが、わざわざ役場の2階まで取りに行くよりはスムーズに行くと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（久保広幸君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） まず、今回の改正におきまして、料金の納入方法につきましては、納入通知書による支払いという部分になってきます。その後のまたはの部分で口座振替というふうになります。ですので、納入通知書によるお支払いという部分につきましては、先ほども御説明したとおり、金融機関ですとか出納の窓口などでお支払いする方法ができます。

口座振替につきましては、これまで同様に指定されています金融機関において手続きをしていただき、そこからお客様の使用分の料金を引き落としさせていただくような形の流れになっておりますので、これからは、水道を利用された方につきましてはこのどちらか、納付書による支払いか口座振替による支払いかの二つの選択肢となる形になります。

お客様には、これまで集金という形があったのということ、一つ支払い方法がなくなるということは申し訳なく思っておりますが、何分にも先ほど説明させていただいたとおり、公金を使って集金を行っていただける方達が、これまで担っていただいた方々の高齢化ですとか、なかなか手がいないという現状もありまして、私どもも苦慮した中での今回の改正とさせていただきます。

また、口座振替によって引落としがされなかった方への対応でございますが、これにつきましては、私どももある一定期間の引落とし日をもって、支払い等の納入済み、未納という形の判断をさせていただいて通知をさせていただいておりますが、何分にも毎月行われる中で、毎月それが、その方達がお支払いいただけるような状況でない場合もあるものですから、それが複数月にまたがってしまいますと、何回も納入通知書をこちらから発行してしまう形になって、誤って過誤納になったりとかという間違いにつながることも考えられるものですから、私どものほうでは、現段階としましては、納入通知書につきましては窓口に来ていただいて、その方達にお手渡しさせていただいた中でお支払いいただくという形で対応させていただいております。役場でお渡しすれば、そのまま出納でも払うことができると考えているものですから、今後もその形で進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第81号陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決し

ます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第82号陸別町公営企業の設置等に関する条例

○議長(久保広幸君) 日程第11 議案第82号陸別町公営企業の設置等に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長。

○町長(本田 学君)〔登壇〕 議案第82号陸別町公営企業の設置等に関する条例についてですが、簡易水道事業及び下水道事業の地方公営企業法適用に当たり、地方公営企業法第4条の規定により、条例の制定を行おうとするものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町長(本田 学君) 清水建設課長。

○建設課長(清水光明君) それでは、議案第82号陸別町公営企業の設置等に関する条例につきまして、御説明させていただきます。

本条例につきましては、本文の第1条にも定められておりますが、令和6年の4月1日より、地方公営企業法に基づき法の適用を受けようとする、当町における簡易水道事業及び公共下水道事業の設置等について、必要な事項を定めようとするものでありまして、この条例につきましては、地方公営企業法や同法の施行令及び施行規則のほか、総務省通知などに基づき、定めさせていただいております。

それでは、条文の説明とさせていただきますが、第1条につきましては、今、御説明させていただいたとおりの内容ですので、続きまして第2条から説明させていただきます。

第2条の法の財務規定の適用についてでございますが、これにつきましては、地方公営企業法と関連法令等により定められております財務規定などの適用することについて定めております。

続きまして、第3条、経営の基本につきましては、ここの第1項につきましては、地方公営企業法第3条の規定により定めておりまして、第2項及び第3項におきましては、地方公営企業法第4条の規定により定めております。

内容としましては、第2項の部分で簡易水道事業の名称、給水区域について記載され

ており、これらについては現行の陸別町簡易水道条例と同様であります。第3号の給水人口及び給水量につきましては、記載のとおり改めております。

第3項では、公共下水道事業の名称及び処理の区域、面積、人口、能力について定めておりますが、これらにつきましては、事業計画により定められたものに改めさせていただきます。

第4条、事務所につきましては、公営企業の主たる事務所は陸別町役場に置くという内容とさせていただきます。

続きまして、第5条、重要な資産の取得及び処分についてでございます。

公営企業の用に供する資産のうち、その種類及び金額について、施行令第26条の3で定めております基準に従いまして、条例で定める必要があることから、当町では議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例を参酌させていただきまして、定めております。

続きまして、第6条でございます。

第6条では、地方公営企業法第34条の2の但し書きの規定に基づき、会計管理者に行わせるものについて定めたものであります。1から7まで記載させていただきます。

第7条、業務状況説明書類の作成であります。第1項で定めておりますのは、地方公営企業法の第40条の2第1項の規定により、毎事業年度に公営企業の事業状況を説明する書類の作成時期について定めております。

また、第2項では、その書類について、記載する事項について定めております。

また、第3項では、その書類が天災やその他やむを得ない事故により期日までに作成できない場合でも、速やかに作成しなくてはならないというふうに定めております。

続きまして、第8条、利益の処分についてでございます。

第1項では、地方公営企業法第32条第1項の規定により、毎事業年度に利益を生じた場合、前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金を埋めなければならないと定めさせていただきます。

また、第1項から第8項の部分で定めております積立金に関しましては、公営企業法第32条第2項及び同施行令第24条第1項より、利益の処分として特定の目的のために積み立てるものとして定めさせていただきます。

また、第8条の第4項では、地方公営企業法施行令第24条第2項より、積立金をその目的以外の用途に使用する場合について、議会の議決を得なければならないということに関しましての定めをさせていただきます。

続きまして、第9条、資本剰余金の処分についてでございます。

ここでは、第1項で積立てについての定めをさせていただきまして、第2項では地方公営企業法第32条第3項の規定により、毎事業年度に生じた資本剰余金の処分法について定めをさせていただきます。

第10条、欠損の処理についてでございます。

第1項及び第2項につきましては、地方公営企業法第32条の2の規定により、毎事業年度欠損を生じた場合について、その処分の方法について記載をさせていただいております。

最後、第11条で、この条例の施行に関して必要な事項は、町長が別に定めるとさせていただきます。

最後、附則を読み上げたいと思います。

施行期日。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

陸別町簡易水道事業特別会計条例等の廃止。

次に掲げる条例は廃止する。

- (1) 陸別町簡易水道事業特別会計条例。
- (2) 陸別町公共下水道事業特別会計条例。
- (3) 陸別町簡易水道条例。
- (4) 陸別町公共下水道設置条例。

以上であります。

以後、御質問によってお答えしてまいりたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） それでは、今回、陸別町の水道の公営企業について説明いただきましたけれども、ちょっと理解ができないところがありましたので、何点かお聞きいたしたいと思います。

今回は、普通の公営企業会計ですので、今までは出納閉鎖期間などがありましたけれども、これは3月31日をもって全て会計を切るということによろしいのか、あと水道料金などの未納の場合は、未納金として翌年に繰り越すということでもいいのか、お聞きいたします。

それと、第7条の2項に、10月31日までに作成する書類においては前年度の決算状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算を提出すると書いてあります。3月末で締めた決算を11月に提出するという、この期間ですけれども、これについてもこの企業法の第40条に定められていることなのか。

同じく、事業年度の予算も、4月1日から始まっているわけですがけれども、始まった後の5月31日に予算の概要を作成するということによろしいのか、ちょっとそこが疑問なので、それをお聞きいたします。

それと、第10条に、欠損金があるときは利益積立金をもって埋めるものとするがありますけれども、この第1期のスタートがどのぐらいの資産を持ってスタートするのかわかりませんが、第8条の3項に基金が三つ載っています。これらについては、どのような積み立て方になっているのか、お聞きいたします。

○議長（久保広幸君） 11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） まず、議員より御質問のありました、来年3月末をもっての未収金等の部分につきましては、出納閉鎖期間が発しないことから、そこにおける未収金等、未払金等につきましては、そのまゝ企業会計のほうへ繰り越すという形になっております。

続きまして、第7条の2項で示しております、決算書の状況を11月30日までに作成する書類にというような記載になっているけれども、こういう記載についての内容につきましては御質問がありました。ここにつきましては、第1項の部分において定めております、4月から9月までの部分の業務の状況説明書を11月30日までに作成します。この作成する書類に、その決算状況をつける形になっているものですから、決算の時期とはまたちょっと違いますが、決算自体はまた別に行われた中で、その結果を、4月から9月までの業務状況の説明する書類に、一緒に状況を添付するという形ということで理解していただければと思います。

最後になりますが、第8条の利益の処分等のことに関しましてですが、これにつきましては、各地方公営企業法の中で定められております、利益が出た場合のことにつきまして説明されている中に、まず利益が得た場合については、第8条の利益の処分に関しましてですが、毎事業年度に利益が生じた場合における処理の仕方について、定めさせていただいたものであります。実際に、今の金額で利益が生じるかしないか、この後の説明もあります欠損金だとかそういったものがあるかどうかというのは、この段階ではまだ分からないのですが、法律の中で、こういったお金が生じた場合については事前に条例で定めるか、もしくは都度議会の承認を得なくてはならないとなっているものですから、今回私どもとしましては、総務省の通達何かも参酌しながら、今回については利益の処分について、また、その後の資本の剰余金、また欠損金の処理について、事前にこの条例をもって運用方法について定めさせていただいて、御承認をいただければということで、条例のほうに定めさせていただいております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） 出納閉鎖については、理解しました。

第7条については、11月30日までに決算書の提出ということで、これは法で決められているのではなくて、業務状況を提出するときと一緒にするというので、決算書は多分早くできているのではないかと思っていますけれども。

それと、5月31日に同年度の予算を提出するということですが、これについては、事業が始まっている中で予算を提出するというのに、ちょっと疑問はあるのですけれども、その辺はこれも法の決まりなのか、もう一回お聞きいたします。

それと、利益の処分等に関しては、利益が出るのかどうか分からないですけれども、欠損の処理、これは欠損の処理に残高があるときは利益の積立金をもって埋めるとして、なお、それでも残額があるときは翌事業へ繰越しということで、どんどん積み重なることとなってしまって、結果、水道料の、この企業会計というのは、もともと赤字だとかそういうのを明るみにするための取組だと思えるのですけれども、それによって水道料金など、これはできたら多分町民にも公表すると思うのですけれども、それによって水道料金などへの影響も今後考えられるのかどうか、お聞きいたします。

○議長（久保広幸君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） まず、最初の質問にあります、5月31日までに作成する書類、これもその事業、業務の状況説明書、これに、作成する書類において同日属する事業年度の予算概要及び事業の経営方針を明らかにするというので、この5月31日までと言われているものが、10月から3月31日までの状況を説明する書類に關しますものです。それに、要は前の年度の下半期の状況を、年度が替わった翌年に報告するのですが、その報告する5月の段階に、その報告する書類に、5月の報告する年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしておくこととなっております、若干、業務状況の説明書に添付するものと、ちょっとずつずれてはいますが、こういう形で運用していかなければいけないものですから、この辺については御理解いただくしかないのかなと思います。

また、次に質問のありました、欠損の処理についての部分の、穴埋めできなかった場合について、ますます欠損金が増えていくのではないかと、議員の御質問のとおり、そこが企業会計を進める国側のあれでもあるのですが、企業会計として属していかなければいけない水道事業、下水道事業において、きちんと経営内容を明らかにし、状況を利用者の方達にもきちんと理解してもらえるような会計にしなければいけないという部分があります。

ですので、今回そういったことで、もしこれが運用された中で、どのように決算されていくかちょっと分からないですけれども、数字的にどうなるか分からないですけれども、もしそういった形で悪い状況の経営状態になれば、悪い経営状況の中から、では公営企業としてどう改善していくのだというところが問われるところになりますので、必然的に料金の見直しですとか、経営内容の見直しですとか、事業の運用状況の見直しで

すとか、多方面から検討、検証した中で、最終的に料金のほうにいくこともあり得るのかなとは思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） なかなか難しいので、私もまだ理解できないところがあるのですけれども、もう一つだけ、最初に何か積立金の項目、資産の中にそれが入ることなのでしょうか。それ最後にお聞きいたします。

○議長（久保広幸君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 大変申し訳ありません。現時点で、まだ予算も何も組めていない状況です。資産の再計も今、進めております。改めて今これから新年度に向けての予算計上等のお金を積み上げていく状況なものですから、会計の結果として、実際にそういったお金が生じるのかどうかというのも、今この場で御説明することができません。それについては申し訳なく思っていますが、今、新年度に向けまして作業しておりますので、予算策定の承認をいただく際には、何らかの形で御説明できる形になっていると思いますので、今議会につきましては、その辺の数字があるのかないのか、幾らなのかという部分についてはお答えすることができません。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第82号陸別町公営企業の設置等に関する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第83号令和5年度陸別町一般会計補正予算（第7号）

◎日程第13 議案第84号令和5年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

◎日程第14 議案第85号令和5年度陸別町国民健康保険直営診療施

設勘定特別会計補正予算（第3号）

◎日程第15 議案第86号令和5年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

◎日程第16 議案第87号令和5年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

◎日程第17 議案第88号令和5年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

○議長（久保広幸君） 日程第12 議案第83号令和5年度陸別町一般会計補正予算（第7号）から日程第17 議案第88号令和5年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）まで6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第83号令和5年度陸別町一般会計補正予算（第7号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,924万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億6,713万4,000円とするものであります。

続きまして、議案第84号令和5年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ9万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,215万5,000円とするものであります。

続きまして、議案第85号令和5年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ257万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,319万4,000円とするものであります。

続きまして、議案第86号令和5年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,337万2,000円とするものであります。

続きまして、議案第87号令和5年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,180万8,000円とするものであります。

続きまして、議案第88号令和5年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,957万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,362万7,000円とするものであります。

以上、議案第83号から議案第88号まで、6件を一括提案いたします。

内容につきましては、副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしく
お願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） それでは、議案第83号から議案第88号まで、一括で説明
させていただきます。

初めに、各会計、各科目の補正予算に係る共通事項を説明いたします。

今回の補正予算のうち、議案第83号一般会計、議案第85号直診会計、議案第86
号簡水会計、議案第87号下水会計の職員人件費、2節の給料、3節職員手当等、4節
共済費につきましては、さきに議決いただきました議案第75号から議案第78号に係
る給料等の改正に伴うものを補正予算に計上させていただいております。

これに加えて、時間外勤務手当につきましては、今年度の実績及び今後の見込み
によります増減額、それから職員異動等に伴います増減額を計上しております。

このほか、事務事業の確定、または入札執行等によります確定見込みによります減額
がございます。これらにつきましては、いずれも簡略に説明させていただきたいと思
います。

それでは、議案第83号の説明から始めたいと思います。

議案書1ページをお開きください。

議案第83号令和5年度陸別町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところ
による。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正
後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加、変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは、事項別明細書により説明いたします。

歳出から説明しますので、10ページを御覧ください。

2、歳出。

1款議会費1項1目議会費2節給料2万8,000円、3節職員手当等マイナス54
万3,000円、4節共済費2,000円。こちらはともに、さきに説明させていただきました
給与改定等によるものでございます。

続きまして、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費1節報酬31万9,000
円。こちらは、出納窓口に係る会計年度任用職員の報酬でございます。

2節給料50万2,000円、3節職員手当等マイナス359万6,000円、4節共
済費マイナス90万8,000円、ともに給与改定等によるものでございます。

10節需用費消耗品費160万円。こちら、庁舎内で使用する消耗品費であり、主に
紙類などの単価アップによるものでございます。

18節負担金補助及び交付金北海道自治体情報システム協議会負担金23万9,000円。こちらはシステムの標準化共通化に係る改修費で、同額の国庫補助金を歳入で計上しております。

5目財産管理費12節委託料支障木伐採92万4,000円。こちら、陸別鉄道構内の倒木のおそれのある支障木6本を、安全のため伐採するものでございます。

24節積立金233万8,000円は、こちら各基金への積立金であります。ふるさと納税及び指定寄附金によるものでございます。ふるさと整備基金が、ふるさと納税86件、指定寄附金3件。いきいき産業支援基金が、ふるさと納税18件。ふるさと銀河線跡地活用等振興基金が、ふるさと納税20件。町有林整備基金が、ふるさと納税15件。地域福祉基金が、ふるさと納税9件。給食センター管理運営基金が、ふるさと納税21件。スポーツ振興基金が、ふるさと納税2件。以上でございます。

6目町有林野管理費1節報酬19万2,000円。こちら、作業土の整備や流木調査業務が増えたことによるものでございます。

16節公有財産購入費93万4,000円。土地及び流木の購入費でございます。

資料ナンバー9を御覧いただきたいと思っております。

町有林拡大事業としまして、帯広市在住の方から、字トマム62番2、ほか1筆6万4,355平米の山林と立木を購入しようとするものでございます。内訳は、土地代32万1,775円、平米5円でございます。立木代61万2,000円。以上でございます。

続きまして、7目企画費8節旅費普通旅費マイナス11万1,000円。こちら、サーin陸別の事業中止による減額でございます。

18節負担金補助及び交付金地域間幹線系統路線維持費補助金2,207万8,000円は、こちら路線バスの帯広線と北見線の赤字分の補助金でありまして、資料ナンバー10を御覧いただきたいと思っております。陸別町の負担分は、帯広線が1,238万5,000円、北見線が969万3,000円となり、令和4年度の決算より、帯広線が528万7,000円、北見線が266万2,000円、それぞれ負担が増加しております。これは、主に経費の増や国庫補助金が減額となったことによるものでございます。

なお、この町の負担分の8割分につきましては、特別地方交付税で措置をされております。

続きまして、バス購入費助成事業250万1,000円は、議案説明資料ナンバー11を御覧ください。

北見陸別線については、運行から17年が経過をし、令和2年度から10台中5台の更新につきましては北見バスが単独で購入をしており、残りの5台分を沿線自治体が助成し、毎年度計画的に更新を進めているものでございます。資料に記載のとおり、今年度につきましては3,226万円で1台のバスを更新し、そのうち陸別町の負担分は250万1,000円となる見込みでございます。

なお、この町の負担分の8割分につきましても、特別地方交付税で措置されております。

続きまして、サマーinりくべつ実行委員会交付金マイナス54万6,000円。こちら、事業中止によるものでございます。

12目銀河の森管理費2節給料2万7,000円、3節職員手当等マイナス60万9,000円、4節共済費4万2,000円。いずれも給与改定等によるものでございます。

12節委託料電算用通信機器設置設定委託マイナス17万6,000円。専用水道遠方監視データ光回線化の委託事業の確定による減でございます。

13目地域活性化推進費3節職員手当等6,000円。こちらも給与改定によるものでございます。

予算書15ページ。

2項徴税费1目税務総務費2節給料129万9,000円、3節職員手当等マイナス190万1,000円、4節共済費6万7,000円。いずれも給与改定等によるものでございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費2節給料マイナス91万7,000円、3節職員手当等マイナス50万6,000円、4節共済費マイナス90万4,000円。いずれも給与改定等によるものでございます。

4項選挙費1目選挙管理委員会費2節給料6万円、3節職員手当等マイナス20万4,000円、4節共済費8,000円は、いずれも給与改定等によるものでございます。続きまして、2目知事道議会議員選挙費1節報酬マイナス4万8,000円、3節職員手当等マイナス36万1,000円、4節共済費マイナス3万円、8節旅費マイナス1,000円、10節需用費マイナス4万円、11節役務費通信運搬費としてマイナス2万8,000円。いずれも、事業確定による減でございます。

3目町長町議会議員選挙費1節報酬マイナス15万1,000円、3節職員手当等マイナス60万3,000円、4節共済費マイナス1万2,000円、8節旅費マイナス3,000円、10節需用費マイナス28万4,000円、11節役務費マイナス9万円、12節委託料マイナス1,000円、18節負担金補助及び交付金選挙運動公費負担分でございますが、マイナス893万3,000円。いずれも事業確定による減でございます。

続きまして、3款民生費。20ページでございます。

1項社会福祉費1目社会福祉総務費2節給料マイナス46万5,000円、3節職員手当等マイナス134万6,000円、4節共済費47万1,000円。いずれも給与改定等によるものでございます。

10節需用費、光熱水費28万4,000円。こちらはからまつハウスの共用部分の暖房用電気料の使用料が増えたものによるものでございます。

27節繰出金、介護保険事業勘定特別会計への繰出金369万7,000円の計上でございます。

2目老人福祉費3節職員手当等7,000円。給与改定等によるものでございます。

12節委託料、介護用品支給事業13万円。こちら、利用者が増えたことによるものの増でございます。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費19節扶助費、児童施設通所16万5,000円。こちら町外の児童通所施設への交通費助成であり、実績により増えたものでございます。

2目児童福祉施設費1節報酬、会計年度任用職員報酬52万9,000円。こちら、主に1歳児クラスの安全等を確保するために当初見込みより雇用が増えたものでございます。

2節給料マイナス361万4,000円、3節職員手当等マイナス377万6,000円、4節共済費マイナス136万5,000円。いずれも給与改定等によるものでございます。

10節需用費燃料費21万3,000円。こちら、保育所の燃料費の単価及び使用料の増となります。

光熱水費12万7,000円。こちら、保育所の電気料の使用料の増となります。

修繕料28万3,000円。こちら、保育所の誘導灯ほかの修理となります。

12節委託料事業系廃棄物処理業務2万2,000円。こちら、保育所のごみの排出量が増えたことによるものでございます。

18節負担金補助及び交付金、保育所給食費負担金5万9,000円。こちら、利用者の増でございます。

3目児童措置費22節償還金利子及び割引料、国庫補助金等返還金29万8,000円。令和4年度児童手当負担金による返還でございます。

続きまして、4款衛生費、23ページでございます。

1項保健衛生費1目保健衛生総務費2節給料86万4,000円、3節職員手当等マイナス28万5,000円、4節共済費43万6,000円。いずれも給与改定等によるものでございます。

2項保健衛生施設費10節需用費、消耗品費8万円。こちら、浴場用塩素の使用料が増えたものでございます。光熱水費12万4,000円。こちら、同じく浴場の水道料、下水道が増えたもの、利用者の増でございます。

3目予防費18節負担金補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会38万5,000円。コロナワクチンの接種の6回目から7回目の情報を、マイナンバーカードに反映させるためのシステム改修費となります。

22節償還金利子及び割引料、国庫補助金等返還金9万2,000円。令和4年度の母子保健衛生費事業の確定による返還金でございます。

5目診療所費27節繰出金、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計による繰出金、マイナス1,331万1,000円でございます。

続きまして、3項水道費1目専用水道費12節委託料、専用水道台帳整備、マイナス22万円。こちらは、確定による減でございます。

2目水道費27節繰出金、簡易水道事業特別会計繰出金、マイナス840万2,000円。

続きまして、25ページ、6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費2節給料マイナス6万7,000円、3節職員手当等マイナス49万8,000円、4節共済費マイナス4万6,000円。いずれも給与改定等によるものでございます。

2目農業総務費2節給料マイナス162万円、3節職員手当等マイナス476万7,000円、4節共済費マイナス51万3,000円は、こちらも給与改定等によるものでございます。

5目農地費2節給料2,000円。こちらは、給与改定等によるものでございます。

18節負担金補助及び交付金、草地畜産基盤整備事業の負担金として、マイナス2,269万1,000円。こちら、道営の草地基盤整備事業陸別第二地区でございますが、当初見込みより道の事業量が減少したため減額となるものでございます。歳出の減額に合わせて、歳入のほうも減額となります。

6目営農用水管理費12節委託料、施設設備保守管理マイナス23万3,000円。営農用水施設の保守管理費の確定による減でございます。

14節工事請負費、水道工事、給水管布設替、マイナス486万2,000円。こちら、道営の担い手畑地帯総合整備事業の第2上陸別の道の事業量が、当初見込みよりこちら減少したことによる、事業確定による減額でございます。

7目公共草地管理費14節工事請負費、農業用施設整備マイナス6万6,000円、災害復旧工事マイナス8万8,000円。いずれも確定による減です。

8目農畜産物加工研修センター管理費1節報酬、会計年度任用職員報酬9万9,000円。こちら、清掃業務が増加したものによるものでございます。

2節給料1万7,000円、3節職員手当等マイナス25万円5,000円は、給与改定等によるものでございます。

10節需用費、燃料費14万3,000円。こちら、加工センターの燃料費の使用料の増によるものでございます。

2項林業費1目林業振興費2節給料5,000円。こちらは、給与改定等によるものでございます。

3目林道新設改良費14節工事請負費、林道維持管理工事マイナス33万円。確定による減でございます。

続きまして、7款商工費、28ページでございます。

1項商工費1目商工総務費2節給料17万1,000円、3節職員手当等マイナス1

12万1,000円、4節共済費20万円は、いずれも給与改定等によるものでございます。

3目観光費18節負担金補助及び交付金、しばれフェスティバル開催事業マイナス770万円。事業中止による減でございます。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費2節給料222万7,000円、3節職員手当等マイナス50万1,000円、4節共済費39万9,000円。いずれも給与改定等によるものでございます。

2項道路橋りょう費4目道路新設改良費14節工事請負費、道路改良工事、マイナス156万5,000円。確定による減でございます。

5目街路灯費14節工事請負費、街路灯改修、マイナス50万6,000円。こちら、確定による減でございます。

3項河川費1目河川総務費14節工事請負費、河川補修工事としまして、マイナス11万円。こちらも確定による減でございます。

5項1目下水道費27節繰出金、公共下水道事業特別会計への繰出金、マイナス126万8,000円でございます。

続きまして、10款教育費1項教育総務費2目事務局費2節給料416万7,000円、3節職員手当等155万5,000円、4節共済費139万6,000円。いずれも給与改定等によるものでございます。

10節需用費、修繕料36万9,000円。こちら、教員住宅の給湯器故障によるものでございます。

3目教育振興費1節報酬、会計年度任用職員報酬62万3,000円。こちらは、11月から小学校の教員が産休となるため、その教員の補助として特別支援補助員の、報酬が37万2,000円。7月より立ち上げた、学校に通うのが難しい児童生徒のケアを目的とした教育支援センターの対象生徒児童が、見込みより増えたことによるものが25万1,000円。合計で62万3,000円となります。

2項小学校費1目小学校管理費10節需要費103万8,000円。小学校の電気料の使用料の増と単価アップによるものでございます。

5項保健体育費2目体育施設費10節需用費25万8,000円。体育施設の電気料の使用料の増、猛暑によるプール等の水道使用量の増などがあります。

3目学校給食費2節給料10万9,000円、3節職員手当等マイナス39万円、4節共済費3万7,000円。いずれも給与改定等によるものでございます。

35ページから39ページにかけて、給与費明細書をつけてございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上で、歳出を終わりまして、次に、歳入の説明に移ります。

7ページをお開きください。

1の歳入。

10款地方交付税1項1目1節地方交付税、普通地方交付税マイナス2,828万2,000円。地方交付税の補正後の内訳につきましては、普通地方交付税が20億6,432万2,000円、特別地方交付税が当初と変わらず2億円で計上してありますので、合計22億6,432万2,000円でございます。普通地方交付税の令和5年度の確定額が、21億4,399万5,000円でございますので、これを比較しますと7,967万3,000円、以上が留保分となります。

12款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金1節農業費分担金。こちら、草地畜産基盤整備事業分担金、こちらが816万1,000円。これは、歳出でも説明させていただきました、道営の草地畜産基盤整備事業の陸別第2地区に係る受益者分担金で、今年度の道営事業の執行状況に合わせての補正でございます。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費補助金1節総務管理費補助金、デジタル基盤改革支援補助金23万9,000円。こちら、歳出でございました、システムの共通化、標準化に係る改修費分で、歳出で同額を計上しております。

3目衛生費補助金2節水道費補助金、団体営整備事業補助金マイナス1万円。こちら、小利別地区専用水道の台帳整備分でございます、確定による減でございます。

15款道支出金2項道補助金4目農林水産業費補助金1節農業費補助金、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業分として、マイナス1,543万3,000円。こちら、道営の草地基盤整備事業陸別第2に係る道費の補助金で、今年度の事業執行に合わせての補正となります。

3項委託金1目総務費委託金5節選挙費委託金、知事道議会議員選挙委託金62万円。確定によるものでございます。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金。内訳につきましては、歳出13ページ、積立金で説明させていただきましたものと同様でございますので、省略させていただきます。

1節総務費寄附金169万円、2節農林水産業費寄附金22万4,000円、3節教育費寄附金31万円、4節民生費寄附金11万4,000円、以上でございます。

続きまして、20款諸収入4項雑入3目過年度収入3節児童手当負担金22万7,000円。こちら、児童手当に係る国庫補助金の令和4年度確定による精算でございます。

21款町債1項町債3目農林水産業債1節農業債、陸別地区草地畜産基盤整備事業分として1,540万円のマイナスでございます。こちらが、道営の草地畜産基盤整備事業陸別第二の確定による減でございます。

2節林業債林道側溝整備事業マイナス30万円。こちら、確定による減でございます。

町有林拡大事業80万円。こちら、山林購入に係るもので、地域活性化事業債を予定しております。

4目土木債1節道路橋りょう債、町道トマム川沿線道路整備事業マイナス170万円、街路灯LED改修事業マイナス50万円。いずれも確定による減となります。

続いて、議案書5ページをお開きください。

第2表に地方債補正。いずれも、歳入歳出で説明させていただきました、それぞれの予算に反映されているものでございます。

最初に、追加でございます。

起債の目的。

一般単独事業、町有林拡大事業、限度額80万円。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

続いて、変更でございます。

いずれも事業確定による限度額の変更であります。

変更箇所を申し上げたいと思います。

一般単独事業、林道側溝整備事業（東トマム高台線）、こちらが10万円の減でございます。

その下、林道側溝整備事業（宇遠別線）、こちらが10万円の減でございます。

1行空けて、林道側溝整備事業（北トマム川沿線）、こちらが10万円の減でございます。

6ページに行きまして、中段、街路灯LED改修事業、こちらが50万円の減になっております。

続きまして、過疎対策事業の陸別地区草地基盤整備事業、1,540万円の減となっております。

町道駅南通り道路整備事業、170万円の減です。

以上となります。

以上で、議案第83号の一般会計の説明を終わります。

○議長（久保広幸君） それでは、昼食のため午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

今村副町長。

○副町長（今村保広君） それでは、説明をさせていただきますが、午前中の説明で1点誤りの部分がありましたので、言い直しさせていただきます。

一般会計の議案書6ページを御覧いただきたいと思います。

変更点の説明しておりましたが、私に変更のある起債ということで、町道駅南通り道路整備事業ということで御説明させていただきましたが、正式にはその下の町道トマム川沿線道路整備事業、こちらが170万の減額でございます。

以上、訂正させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、議案第84号陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を説明したいと思います。

議案第84号陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、歳出から始めますので、6ページを御覧いただきたいと思います。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費18節負担金補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金15万4,000円。こちら、国保税の改正に伴うシステム改修で、全額国庫補助の対象となります。

続きまして、2目連合会負担金18節負担金補助及び交付金2,000円。国保連合会負担金の確定による増となります。

6款保健事業費2項1目保健事業費10節需用費、印刷製本費1万4,000円。こちらは、国保税の制度改正に伴う周知費用となり、こちら全額国庫補助の対象となります。

7款諸支出金2項繰出金1目直営診療施設勘定繰出金27節繰出金、直営診療施設会計への繰出金、マイナス26万円となります。こちら、医療機器の購入分としての確定でございます。

以上で、歳出を終了し、歳入4ページを御覧いただきたいと思います。

2款国庫支出金1項国庫補助金2目1節出産育児一時金臨時補助金8,000円。こちら、確定によるものでございます。

3款道支出金1項道負担金1目保険給付費等負担金2節保険給付費等交付金（特別交付金）。こちら、マイナス9万3,000円。確定によるものでございます。

5款繰入金2項基金繰入金1目1節国民健康保険基金繰入金、マイナス42万8,000円。こちらは、今回の補正予算の歳入歳出の差引額を調整しております。

6款繰越金1項1目繰越金1節前年度繰越金42万3,000円。これにより、令和4年度の繰越額は全額予算化済みでございます。

以上で、議案第84号の説明を終わりました、次に議案第85号陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）をお開きください。

議案第85号陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、歳出から始めますので、5ページを御覧ください。

1 款総務費 1 項施設管理費 1 目一般管理費 2 節給料 1 3 0 万 4, 0 0 0 円、 3 節職員手当等マイナス 4 8 7 万 8, 0 0 0 円、 4 節共済費 3 5 万 6, 0 0 0 円。いずれも給与改定等によるものでございます。

1 0 節需用費、燃料費 3 4 万 2, 0 0 0 円。こちらは、診療所の燃料費となります。

1 3 節使用料及び賃借料 1 4 万円。こちら、臨時医師の送迎用のハイヤー借上げとなります。回数の増となります。

2 款医業費 1 項医業費 2 目医療用消耗機材費 1 1 節役務費、クリーニング代 1 6 万 6, 0 0 0 円。白衣等のクリーニング回数の増となります。

以上で歳出終わり、続いて歳入 4 ページを御覧いただきたいと思います。

5 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目 1 節一般会計繰入金。こちら、財政対策分で 1, 3 5 7 万 1, 0 0 0 円。こちら、今回補正予算の差引額を調整するものでございます。

医療機器整備分 2 6 万円。こちらは、その後に説明します国保会計からの減額相当分繰入金がありますので、そちらの予算不足等を対応するために計上するものでございます。

2 目 1 節国保事業勘定特別会計繰入金、医療機器整備分マイナス 2 6 万円。こちら、国保会計からの繰入金となります。同額を国保会計歳出で計上済みでございます。

6 款繰越金 1 項 1 目繰越金 1 節前年度繰越金 1, 1 0 0 万 1, 0 0 0 円。これにより、令和 4 年度の繰越額は全額予算化済みでございます。

7 ページから 1 0 ページにかけて、給与費明細書をつけてございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上で、議案第 8 5 号の説明を終わりました、次に議案第 8 6 号陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）をお開きいただきたいと思います。

議案第 8 6 号陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

それでは、5 ページ、歳出から始めたいと思います。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 2 節給料 1 万 2, 0 0 0 円、 3 節職員手当等マイナス 3 0 万 8, 0 0 0 円、 4 節共済費マイナス 8 万 5, 0 0 0 円。いずれも給与改定等によるものでございます。

以上で歳出を終わりました、続いて、歳入 4 ページを御覧いただきたいと思います。

3 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目 1 節一般会計繰入金、財政対策分マイナス 8 4 0 万 2, 0 0 0 円。こちら、今回の補正予算の差引額を調整するものでございます。

4 款繰越金 1 項 1 目繰越金 1 節前年度繰越金 8 0 2 万 1, 0 0 0 円。これにより、令和 4 年度の繰越額は全額予算化済みでございます。

6 ページから 7 ページにかけて、給与費明細書をつけてございますので、後ほど御覧いただきたいと思ひます。

以上で、議案第 8 6 号の説明を終わらしまして、次に議案第 8 7 号陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）をお開きいただきたいと思ひます。

議案第 8 7 号陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

それでは、歳出から始めたいと思ひますので、5 ページを御覧いただきたいと思ひます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 2 節給料 1 3 万円、3 節職員手当等マイナス 8 万 1, 0 0 0 円、4 節共済費 3 万 8, 0 0 0 円。いずれも給与改定等によるものでございます。

以上で、歳出を終わらしまして、続いて、歳入 4 ページを御覧いただきたいと思ひます。5 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目 1 節一般会計繰入金、財政対策分としてマイナス 1 2 6 万 8, 0 0 0 円。こちら、今回の補正予算の差引額を調整するものでございます。

6 款繰越金 1 項 1 目繰越金 1 節前年度繰越金 1 3 5 万 5, 0 0 0 円。これにより、令和 4 年度繰越額は全額予算化済みでございます。

6 ページから 7 ページにかけて、給与費明細書をつけてございますので、後ほど御覧いただきたいと思ひます。

以上で、議案第 8 7 号の説明を終わらしまして、次に議案第 8 8 号陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）をお開きいただきたいと思ひます。

議案第 8 8 号陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

それでは、歳出から始めますので、6 ページを御覧いただきたいと思ひます。

2 款保険給付費。

こちらの 2 款保険給付費は、本年度の実績に基づいて補正いたします。

1 項介護サービス等諸費 1 目居宅介護サービス給付費 1 8 節負担金補助及び交付金 2, 1 5 3 万 5, 0 0 0 円。人数の増と利用区分の変更等でございます。

2 目居宅介護サービス計画給付費 1 8 節負担金補助及び交付金 2 0 万 8, 0 0 0 円。人数の増でございます。

3目施設介護サービス給付費18節負担金補助及び交付金501万6,000円。こちら人数の増でございます。

2項介護予防サービス等諸費1目介護予防サービス計画給付費18節負担金補助及び交付金、居宅介護サービス給付費55万6,000円。こちら、利用者の増でございます。

5項高額医療合算介護サービス等費1目高額医療合算介護サービス費18節負担金補助及び交付金3万3,000円。実績によるものでございます。

6項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス費18節負担金補助及び交付金222万2,000円。こちらは、実績によるものでございます。

以上で歳出を終了し、続いて、4ページ歳入を御覧いただきたいと思います。

2款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金1節現年度分566万4,000円。こちら、居宅分20%、施設分15%などのルール分でございます。

2項国庫補助金1目1節調整交付金261万9,000円。こちら、8.3%ルール分でございます。

3款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金1節現年度分介護給付費負担金394万8,000円。こちらは、居宅分12.5%分、施設分17.5%などのルール分でございます。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金1節現年度分、介護給付費交付金798万4,000円。こちら、ルール分27%でございます。

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1節介護給付費繰入金369万7,000円。こちら、ルール分の12.5%でございます。

2項基金繰入金1目1節介護給付費準備基金繰入金565万8,000円。こちら、歳入と歳出の差引きで、支出額に対する不足分の調整ということになります。

以上で、議案第83号から議案第88号の説明を終わります。

以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（久保広幸君）　これから、議案第83号令和5年度陸別町一般会計補正予算（第7号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正のうち、歳出の逐条質疑を行います。

事項別明細書は、10ページからを参照してください。

1款議会費10ページから、2款総務費19ページまで。

質疑は、ありませんか。

4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君）　14ページの歳出の2款総務費1項総務管理費7目企画費18節負担金補助及び交付金について伺いたいと思います。

まず、地域間幹線系統路線維持費補助金2,207万8,000円について伺います

が、これについてはふるさと銀河線の代替バス運行に係る令和5年度の補助金でありますけれども、昨年の10月1日から今年の9月30日までを補助対象期間として算定されるものであります。毎年度、同じ方法にて取り扱われていると聞いております。

最初に、バスの運行状況について伺いたいと思います。

コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う利用者の減少を理由として、一時減便の取扱いになっていたと聞きましたが、その感染症法上の分類が第2類から5類に変更になったというようなことで、現在は便数が以前に戻っているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） ただいま御質問の、路線バスについての便数がどのようになっているかということですが、御指摘のとおり、コロナウイルス感染症を原因としまして一時期減便をしておりました。

まず十勝バスであります。臨時的に昨年12月から本年8月まで2便の減便となっておりますが、8月以降、ダイヤ改正等によりまして、現在のところ通常運行に戻っております。上下9便ずつの運行ということになります。

なお、北見バスにつきましては、運転手不足が継続しておりまして、12月のダイヤ改正によりまして、北見から陸別へ向かっていくバスについては1便の減、逆に陸別から北見行きについては2便の減便ということで、北見から陸別については6便、陸別から北見については現在5便の運行状況となっております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 議案の説明書、ナンバー10における沿線市町負担額について、例えば帯広陸別線を見ますと、対前年比145.55%になっているということを知っております。これは経常経費の大幅な増加も一因となっていると思いますけれども、何といたっても国、道の補助金が大きく減少しているということが理由だと考えられます。この国、道補助金の減額の理由を伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） 令和4年、前年度との比較で、今、議員御指摘のとおり町の補助金が大きく増えているわけですが、その理由といたしましては、議員御指摘のとおり経常費用が増えている、結果的に損益の部分で赤字が大きく増えたということが一つの原因であります。

また、二つ目といたしまして、国、道の補助金が減っているということですが、実は令和4年度までは国、道において、コロナ関連の交付金を利用して、追加の補助がございました。その部分が今年度未定ということで、現在のところ予定されておられません。そのコロナ関連の追加補助の分がなくなったことによる減額と、このように御理解いただきたいと思います。結果的に、沿線市町村の負担が増えることになっており

ます。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） コロナ関係の減ということでありますけれども、この沿線市内の負担金の増加につきましては、帯広市、また北見市、そしてその近隣の町にとっては、負担の増加というのが過大に重く感じることはないかなと推測します。特別地方交付税の行方によっては、路線の維持の検討も噴出してくるのではないかと思いますけれども、その心配はないのか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） 資料ナンバー10にございますように、この沿線市町村の負担の8割につきましては、特別地方交付税で措置されるということではあります、とはいっても、残りの部分はもちろん沿線の負担ということであります。

議員御指摘のとおり、負担が大きくなっているというのも事実であります、この路線は地域の幹線経路と言われるものでありまして、陸別町にとっては唯一の公共交通機関ということで、住民の足を守るという意味からも、確かに負担は増えつつあるのですが、何とか路線を維持していきたいと、そのように考えております。

バス事業者におかれましては、営業努力をなお続けていただいた上で、何とか損益、赤字部分を減らす努力をお願いしつつ、沿線としても一緒になって支えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに、質疑はございませんか。

6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 最初に、13ページの5目の財産管理12節委託料ですけれども、支障木の関係で、説明では陸別鉄道の敷地内の支障木を伐採するということですが、財産管理の関係で、このほかにもあると思うのです。というのは、例えば前にも言っていますけれども、中トマムの廃校の裏の支障木があると思うのですけれども、そういうものについて今回こういうふうに取り上げないのかどうか、その辺について伺いたいと思います。

それから14ページの、先ほどの議員が質問していたわけなのですが、ちょっと違う観点で、實際上、決算で見えますと、これらにまつわる令和4年の決算見ますと、トータルで2,000万ぐらいになるのですけれども、利用促進関係で、實際上、1年間、令和4年の結果でどれぐらいの人が利用しているのか、帯広線と北見線と。その辺のちょっと伺いたいと思います。

それと、今回は北見関係のバス購入なのですが、十勝線についてのバスの購入がないのか。マスコミによると先ほどの議員が減便をしているという、そういう状態の中で利用がまたしづらい面があるのかなと思うけれども、その辺の実態について伺いた

いと思います。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） まず、1点目の支障木の関係であります、今回は道の駅の敷地内といいますか、鉄道の敷地内にあります倒木の恐れがある、以前にも台風被害で一部倒木もあったのですけれども、その残りの部分について支障があるということで、今回、伐採の予算を計上させていただきました。

議員の御質問の中トマムにも支障木があるけれども、こちらは計上しないのかということですが、一度に全て手がなかなか回らないということもあります。これからいろいろな公共施設周りがある木についても、大分林齢も高くなってきて、中には枯れるものもあるかと思えます。適時、適切に管理していけるように、今後検討してまいりたいと思います。

2点目のバスの関係であります、まず利用者ということですが、ちょっとデータが去年のものになりますけれども、例えば帯広陸別線、十勝バスの関係です。これは、路線全体で利用者の人数としては、年間で12万人ほどいたということです。これは、路線全体なものですから、どうしても帯広近郊で乗った方、幕別町で乗った方、池田町で乗った方、いろいろいると思います。陸別町を必ずしも利用されていない方も含めて、路線全体の人数で恐縮ですが、12万人ほどいらっしゃいました。また、北見線につきましては8万2,000人ほどいらっしゃったということでございます。

3点目の、バスの購入の関係でありますけれども、こちら北見バスだけの購入費助成で、十勝バスにはないのかということでございますけれども、現在のところ十勝バスへの購入費助成というものは、沿線では行っておりません。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、3款民生費20ページから、4款衛生費25ページ中段まで。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、6款農林水産業費25ページ中段から、7款商工費29ページ下段まで。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） それでは次に、8款土木費29ページ下段から、10款教育費34ページまで。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、歳出全般について行います。ただし、款ごとの質疑は終わりましたので、他の款との関連あるもののみとします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、以上で、歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入全般について質疑を行います。

歳入の事項別明細書は、7ページからを参照してください。

質疑はありませんか。

4番工藤議員。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 陸別第2の事業の収入について伺いたいと思います。

まず、8ページの15款道支出金2項道補助金4目農林水産業費補助金1節農業費補助金についてですけれども、これは次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業、いわゆるパワーアップ事業というような事業だと理解していますけれども、これが、年度当初2,076万3,000円の道の補助金を受ける計画にあったと。それが、今回1,543万3,000円の減額となったと。

もう一つ、9ページなのですけれども、21款町債1項町債3目農林水産業債1節農業債、陸別地区草地畜産基盤整備事業について、この事業は継続事業なのかも分かりませんが、私は経過というのはなかなか分からないのですが、計画では2,070万円の借入れの予定でありますけれども、今回については1,540万円を借入れしないということで、これ全て第2陸別ということになりますけれども、補助金がなぜこんなに減らされたのか、それは受益者のほうなのか請負のほうなのかどうなのか、ちょっとその辺の内容を説明していただきたいということです。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） ただいまの御質問にお答えいたしたいと思います。

今、議員がおっしゃるとおり、パワーアップ事業の今回、道の補助金と町の起債の関係で減額となっております。

先ほど副町長からの説明もございましたが、道営の事業でございまして、事業の主体につきましては北海道の予算の下で事業を実施しております。

今回、パワーアップ分につきましては、当初53ヘクタールの畑に対して暗渠整備するというので計画しておりましたが、この道のほうの予算で、去年からの繰越分と今年の当初予算合わせて事業を実施しているところで、道の予算の関係で、全体の事業費として暗渠分が減少しているところでございます。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 道の予算が減った、足りなくなったということで理解してよろ

しいですか。

それで、来年度にこの計画は持ち越すのかということなのですから、その辺どうでしょうか。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） この事業につきましては、令和3年度から事業を実施しておりまして、令和7年度までの継続の事業となっております。

令和3年度は実質、設計のみの事業でしたので、4年以降、昨年からは暗渠とか草地整備実施しておりますので、当初の計画の中で事業量をおおむね決めておりますので、それはこの計画の期間の中で全て実施できるということで考えております。

○議長（久保広幸君） ほかに、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、以上で、歳入についての質疑を終わります。

次に、第2条、地方債の補正について質疑を行います。

5ページから6ページを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、最後に、歳入歳出全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、以上で、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第83号令和5年度陸別町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第84号令和5年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから6ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第84号令和5年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第85号令和5年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから6ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第85号令和5年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第86号令和5年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第86号令和5年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第87号令和5年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第87号令和5年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第88号令和5年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから7ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

4 番工藤議員。

○4 番（工藤哲男君） 6 ページ、7 ページ、歳出の 2 款保険給付金 1 項介護サービス等諸費 2,675 万 9,000 円及び 6 項特定入所者介護サービス等費 222 万 2,000 円の増額について伺いたいと思います。

この増額は、このたび建て替えをした特養老人ホームによる個室ユニット化に伴う介護保険の増加が一因となっているのか、これを伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） ただいまの御質問、特養しらかば苑さんがユニット化になったことよっての影響額かという御質問であります、2 款保険給付費のうち、1 項 3 目施設介護サービス給付費、今回 501 万 6,000 円を増額をお願いしようという中身の補正予算でございますけれども、特養しらかば苑さんのユニット化に伴います給付単価の上昇分、それから今後、陸別町の被保険者の方の入居の見込みなどなど勘案して、今回 501 万 6,000 円の増額補正ということでお願いをしたいという中身でございます。

○議長（久保広幸君） 4 番工藤議員。

○4 番（工藤哲男君） この歳出の増額に対応する歳入として、4 ページ、5 ページの 2 款国庫支出金、3 款道支出金、4 款支払基金交付金、そして 6 款繰入金の増額を充てていると思います。その不足分については、6 款繰入金のうちの基金繰入金の介護給付費準備基金 565 万 8,000 円の取崩しを充てなければならないというようなことではないでしょうか。それを伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） 議案説明の中でもお話ありましたけれども、歳入のほうの国庫支出金から支払基金交付金に関しましては、保険給付費全体の今回の増額補正に対して、それぞれルール分の割合が決められておまして、説明にもありましたが、例えば国庫支出金の介護給付費負担金で申し上げますと、居宅サービスに関しては、20%相当額を国庫支出金としていただきます。そして、施設介護サービス費に相当する分については、15%分をルール分として国庫負担金でいただくというようなルール計算に基づいて、国、道支払基金、それから町も含めた負担金の積算となっております。

そこで、不足を生じている分につきましては、今回、介護給付費準備基金を取り崩して財源に充てようとするものでございます。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4 番工藤議員。

○4 番（工藤哲男君） 介護給付費準備金を取り崩して充てなければならないということは、来年からの 3 か年計画、ですから第 9 期介護保険事業計画に基づいて算定される

第1号被保険者保険料改定において、現段階では具体的な計算に至っていないというような回答になるかと思えますけれども、現行の標準月額5,700円の引上げが想定されることではないかと思えますけれども、どうでしょうか。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） ただいま議員さんもおっしゃっていらっしゃったとおり、現在、第9期の介護保険事業計画をまさに策定中でございまして、今後、町民の皆さんからアンケートもいただいて、その集計結果、実は今月の末頃に集計がまとまって、町民の皆さんのニーズを把握するということもそうですし、各町内のサービスを提供している事業者さんのアンケート等も行っておりまして、それらと現在の給付状況全てを勘案して、新たな第9期に向けた基準の保険料を定めるという作業に、まさに今、着手をしているところでございまして、現時点におきまして、現行の5,700円が引上げになるか引下げになるかという回答につきましては、明言できないということを、大変申し訳ありませんが御了解いただきたいということです。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに、質疑ございませんか。

5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） 同じく、2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付金の、今もありましたけれども、居宅介護サービス給付費2,153万5,000円についてお伺いします。

これ、先ほどの副町長の説明では、利用区分の変更と人数とありましたけれども、この金額は例年よりはかなり大きな金額の補正になっていますけれども、どのぐらいを見込みんで何人をなのか、その内容についてお伺いしたいのと、歳出で、今もありました基金の繰入れを行っていますけれども、565万8,000円の繰入れで、実際、今、基金というのは幾らあるのかお伺いします。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時48分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） お時間いただきまして、ありがとうございました。

ただいまいただきました御質問でありますけれども、居宅介護サービス給付費が2,000万強増えている要因はという、まず1点目の御質問でありますけれども、今、手元に実際のサービスを利用している方の人数のデータ持合わせ、実はしておりませんが、一例を挙げてお話をさせていただきたいと思えますが、居宅介護サービス給付費の中でも、単価の高い町外の有料老人ホームなどに入所、入居されている方がいらっしゃ

います。こういった方、介護給付費が、居宅サービスなのですけれども、月額給付費が結構高い方になってしまいます。入居系のサービスですので、施設に準じたような暮らしぶりといいたいまいしょうか、生活の方法がありまして、そういった方が当初の見込みよりも増えているというところが、要因の一つとしても考えられるかなというところがございます。

あと、町外の居住系のサービス利用されている方で、ほかの居宅系のサービスもその施設にしながら受けられるという施設もありまして、例えばホームヘルプサービスを有料老人ホームで利用するみたいな利用の方法も制度としてあるものですから、そういった、町外において居宅系のサービスを利用している方が、当初の見込みよりも増えているというのが一つの要因なのかなというところと、副町長からも説明申し上げましたけれども、利用区分の変更による増ということで、残念な話ではありますけれども、要介護度が上がってしまうという方がいらっしゃいますので、そういった方の介護報酬単価の上昇ということも影響しているのかなと考えておるところでございます。

今回、2,153万5,000円ということで、かなり大きな数字の補正額となっておりますけれども、これにつきましては、当初予算におきまして、適切にサービス給付額を算定しておったわけですけれども、結果的には多額の補正予算を組まざるを得ない状況になってしまったということで、若干当初予算の組み方が、もしかしたら甘い部分があったのかなというところは、率直に反省をしておるところでございます。

それと、介護給付費準備基金の関係であります。

現在、10月末現在になりますけれども、基金の残額が1,614万3,340円あります。

今回のこの補正につきましては、ここから565万8,000円、これを取り崩して収支のバランスを取るところであります。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） 私もこの金額がとても大きいものですから、今回質問させていただいたのですけれども、町外の方のこの居宅介護サービスの金額も入っていることで、納得いたしました。町内だけでこれだけの増加分を賄い切れるのかなという疑問があったので、今回質問させていただきました。

今、介護給付準備金の話もありましたけれども、この出納調査表には定期預金というものもあるのですけれども、9,471万6,938円、これもこの基金の中の一つと考えてよろしいのでしょうか、またお聞きします。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 1時58分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） ただいまの基金の預金方法につきましては、全額定期預金で管理をさせていただいています。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 88 号令和 5 年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 88 号は、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（久保広幸君） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 1 時 59 分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員